

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成30年10月1日号）

【今号の内容】

- 最低賃金の改定について
- 働き方改革実現&人材確保支援セミナー
- 働き方改革関連法の省令・指針について
- 「とちぎ女性活躍応援フォーラム2018」を開催します
- 雇用管理改善セミナーの御案内
- 10月における年次有給休暇の取得促進について
- とちぎ働きやすい企業の御案内
- 特別な休暇制度の導入・活用セミナーの御案内
- パーティキャリア塾Ⅰ イライラを笑顔に変えるアンガーマネジメント講座（全1回）

最低賃金の改定について

栃木県最低賃金が時間額826円に！

～改正発効は平成30(2018)年10月1日から～

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室
(028-634-9109)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

最低賃金に関する厚生労働省のホームページはこちら（↓）を御覧ください。

<https://pc.saiteichingin.info/>

働き方改革実現&人材確保支援セミナーの御案内

平成31(2019)年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されるものの、中小企業においては情報が少なく、今後どのように取り組めばいいか不安を抱えているのが地域の実情です。

そこで本セミナーでは、「働き方改革」の考え方や導入方法を解説するとともに、多様な人材の確保と定着に向けた具体的な情報を提供し、従業員一人ひとりがいきいきと働き、活躍する社会の実現を目指すことで、企業の持続的発展を図ります。

- 1 日時：平成30年10月24日(水) 13:30～16:15
- 2 会場：栃木県庁小山庁舎 4階 大会議室
- 3 内容
 - 第1部 基調講演
 - テーマ：これからの人材確保と定着
～企業にとって重要な働き方改革～
 - 講師：(株)ワークエントリー
宇都宮営業所所長 野崎 千晶 氏
 - 第2部 働き方改革関連法解説
 - テーマ：働き方改革 ～企業が今すぐやるべきこと～
 - 講師：栃木労働基準監督署副署長 常盤 宗孝 氏
- 4 定員：80名
- 5 申込方法：電話、FAX、郵送、メール、インターネット
- 6 申込先：栃木県小山労政事務所

申込方法等の詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f58/kouhou/hatarakikatakaikaku201810.html>

働き方改革関連法の省令・指針について

平成30(2018)年9月7日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)に関する省令・指針が公布されました。

厚生労働省では、働き方改革関連法に関する情報をホームページで掲載しているほか、栃木労働局では、働き方改革推進に向けた各種支援及び相談窓口の設置を行っていますので、ぜひ御活用ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

・栃木労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

「とちぎ女性活躍応援フォーラム2018」を開催します

県では、「とちぎ女性活躍応援フォーラム2018」を開催します。

男女がともに生き生きと活躍するためのヒントがいっぱいのイベントです！

みなさんのご来場をお待ちしています！

- 1 日時：平成30年11月8日（木）
14:00～16:30（開場13:30）
- 2 場所：パルティ とちぎ男女共同参画センター
- 3 内容
第1部 「男女生き活き企業」表彰式
第2部 事例発表
「我が社における女性活躍推進・働き方改革
～男女共に輝く職場を目指して～」

第3部 基調講演「経営に活かす女性活躍推進」
講師：出口 治明 氏
（立命館アジア太平洋大学(APU)学長
（ライフネット生命保険(株)創業者）
- 4 定員：300名(先着)
- 5 申込期限：10月31日（水）

申込方法等の詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=575>

雇用管理改善セミナーの御案内

栃木労働局では、県内3か所において、働き方改革関連法の内容及び働き方改革に関する助成金等についての「雇用管理改善セミナー」を開催します。

- 1 県央地区
日時：平成30年10月9日（火）14:00～16:30
会場：宇都宮市文化会館第1会議室
- 2 県北地区
日時：平成30年10月26日（金）13:30～16:00
会場：カシマウェディングリゾート（大田原市）
- 3 県南地区
日時：平成30年10月29日（月）13:30～16:00
会場：サンプラザ（栃木市）

申込方法等の詳細はこちら（↓）を御覧ください。

・栃木労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

・「雇用管理改善セミナー」リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/H30koyoukanrisemina.pdf>

10月における年次有給休暇の取得促進について

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

労働基準法が改正され、平成31(2019)年4月より、使用者は10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

とちぎ働きやすい企業について

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進行する中で、本県産業の持続的な発展を図るためには、県民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる就業環境を整備することが重要な課題となっています。

県では、障害者雇用や若年者雇用、従業員の子育て配慮や女性の能力発揮など、様々な課題に積極的に取り組み、成果を上げている企業の取組事例について、ホームページで紹介しています。

掲載企業には実施事例の情報提供をお願いしておりますので、是非ホームページを御覧いただき、御活用ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/hatarakiyasuisyokuba.html>

特別な休暇制度の導入・活用セミナーの御案内

労働者の様々な事情に対応した企業独自の法定外の特別な休暇制度(病気休暇やボランティア休暇、リフ

レッシュ休暇など)の重要性が高まっています。

本セミナーでは、病気休暇やボランティア休暇などの特別な休暇制度導入のヒントを御紹介するとともに、本年7月に公布された働き方改革関連法についても御説明いたしますので、是非御参加ください。

申込方法等の詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<https://www.jmar-form.jp/3010.html>

パーティキャリア塾 I イライラを笑顔に変えるアン ガーマネジメント講座 (全1回)

仕事や人間関係でイライラ・モヤモヤしていませんか? 「怒り」で後悔しないために誰もができる心理トレーニングを学んで笑顔の毎日を過ごしましょう。

- 1 日時：平成30年12月1日(土)
10:00～15:00
- 2 内容
講師：Omage-オマージュ代表 接遇コンサルタント
アンガーマネジメントファシリテーター 富沢 三輪子 氏
 - ①アンガーマネジメントとは?
 - ②怒りの原因と発生機序
 - ③知っておきたい3つの暗号
 - ④怒りの対処法いろいろ
 - ⑤怒りの体質改善いろいろ
 - ⑥家庭や職場で使える褒め方・叱り方
 - ⑦笑顔になれるホスピタリティを知ろう
- 3 対象：女性
- 4 定員：30名
- 5 受講料 2,000円
- 6 申込締切：11月1日(木)
- 7 その他：満1歳以上の保育あり (1名1回200円)

申込方法等の詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.parti.jp/kouza/index_08.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎと
ちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225